

住民監査請求の手引

福島県監査委員事務局

1 住民監査請求とは

住民監査請求は、地方公共団体の住民が、当該団体の長等の職員について、違法若しくは不当な財務会計上の行為があると認めるとき、これを証明する書面を添えて、監査委員に対し監督を求め、その行為の防止や是正、損害補填などの必要な処置を講ずべきことを求めることができる制度です。（地方自治法第242条）

2 監査請求ができるもの（監査対象事項）

知事、委員会、委員又は職員の次に掲げる県の違法若しくは不当な財務会計上の行為についてです。

- (1) 公金の支出
- (2) 財産（土地、建物、物品など）の取得、管理、処分
- (3) 契約（購入。工事請負など）の締結、履行
- (4) 債務その他の義務の負担（借入など）
- (5) 公金の賦課、徴収を怠る事実
- (6) 財産の管理を怠る事実

※ (1)～(4)の行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含みます。

※ 上記の行為があった日から1年以上経過している場合は、正当な理由がない限り監査請求をすることができません。

3 監査請求をすることができる人

民法上の行為能力を有する福島県民（県内に住所を有する方）です。

4 どのようにして監査請求するか

(1) 監査請求は、別紙様式1「福島県職員措置請求書」を参考に、必要事項を記載した請求書で行ってください。

(2) 請求書には、上記2に記載している監査対象とする事項について、その「事実を証する書面」を添付しなければなりません。

「事実を証する書面」としては、公文書開示請求により開示を受けた文書の写し、新聞記事の写しなどが挙げられます。

5 請求書の作成の仕方

(1) 「監査の対象とする職員」を指定します。

(2) 「請求の要旨」は、次の内容について記載します。

ア 誰が → 監査の対象とする職員

イ いつ、どのような行為を行ったか → 監査対象事項

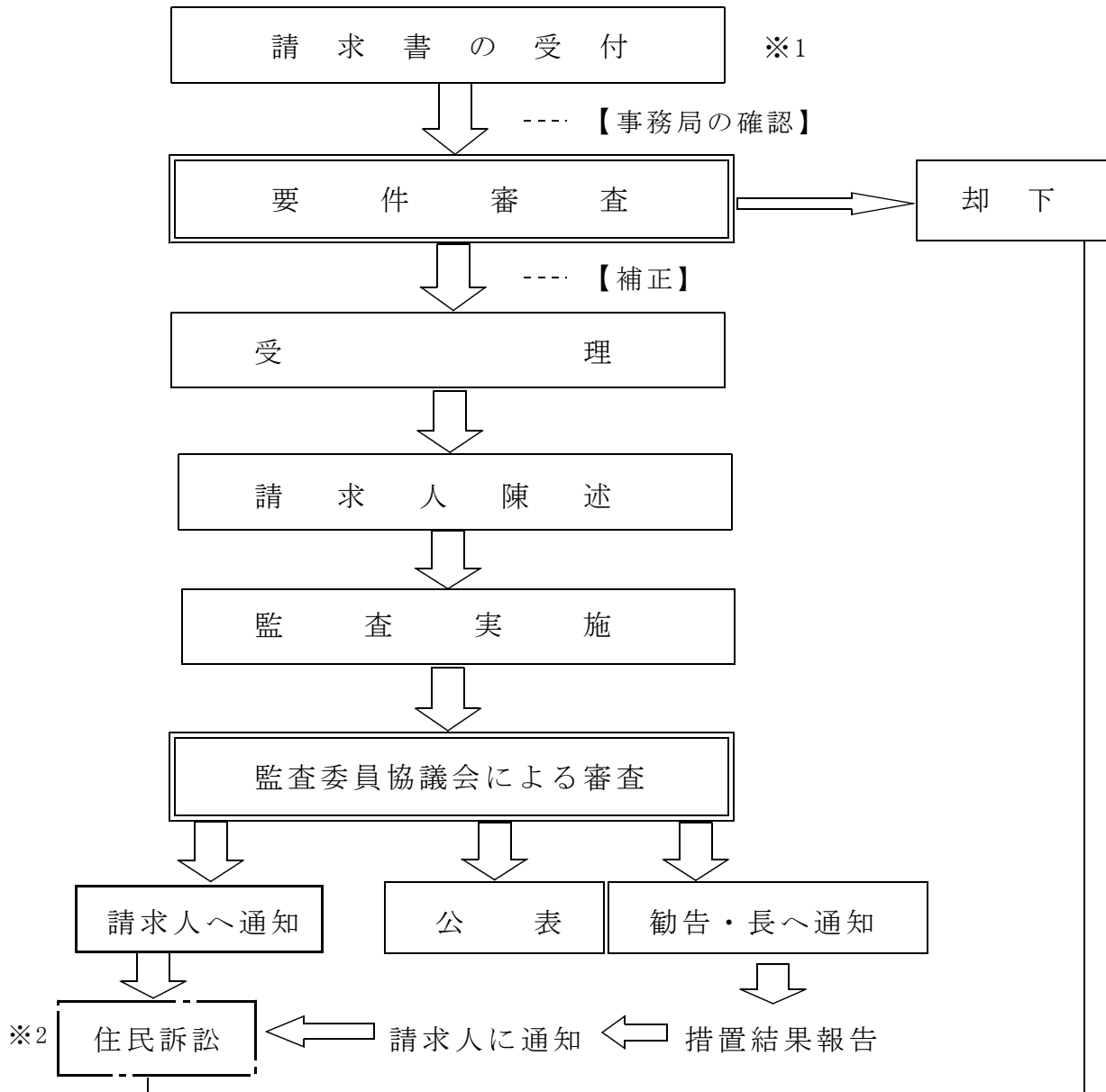
ウ その行為が、どのような理由で、違法又は不当であるか

エ その結果、どのような損害が福島県に生じているのか

オ 従って、どのような措置を請求するのか

- (3) 「請求者」の住所、職業、氏名（自署）を記載し、押印します。
- (4) 監査委員の監査に代えて、外部監査人による監査を求めることも可能です。
その場合は、請求書に「個別外部監査によることを求める理由」を記載する必要があります。（参考：別紙様式2「福島県職員措置請求書」）

6 住民監査の流れ



※1 請求書の提出を受けた日から60日以内に、監査委員の判断結果をお知らせします。

※2 監査請求の結果に不服がある場合は、住民訴訟を提起して争うことができます。

7 監査請求書面の提出先

請求書は、下記担当まで直接書面を持参するか、又は郵送してください。

担 当 福島県監査委員事務局

電 話 024-521-7584

F A X 024-521-7966

所在地 〒960-8670 福島市杉妻町2番16号（仮設庁舎2階）

※ 監査請求に関するお問い合わせも上記でお受けします。

福島県職員措置請求書

_____に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

- (1) 請求の対象となる職員

- (2) 請求の対象とする行為又は事実
 - ア 行為がなされた時期

 - イ 行為又は事実の内容

- (3) 対象とする行為又は事実の違法性又は不当性

- (4) 県に発生した又は発生の可能性のある損害

- (5) 是正、改善等必要とする措置の内容

2 請求者

住所

氏名

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置を請求します。

令和 年 月 日

福島県監査委員 宛て

備考 氏名は自署（公職選挙法施行令別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。）すること。

福島県職員措置請求書

_____に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

- (1) 請求の対象となる職員

- (2) 請求の対象とする行為又は事実
 - ア 行為がなされた時期

 - イ 行為又は事実の内容
- (3) 対象とする行為又は事実の違法性又は不当性

- (4) 県に発生した又は発生の可能性のある損害

- (5) 是正、改善等必要とする措置の内容

2 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

3 請求者

住所

氏名

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置を請求します。

令和 年 月 日

福島県監査委員 宛て

備考 氏名は自署（公職選挙法施行令別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。）すること。